

Q無実の罪で捕まったときに、弁護人が必要なのは分かります。でも、自分は確かに罪を犯したという場合に、弁護人を付ける必要はあるのでしょうか。

A罪を認めている場合でも、処分には色々あります。ごく軽微な罪であれば、警察で嚴重注意をされて終わりという場合もあります。検察庁に送られた場合（送検された場合）でも、罪の内容や、被害の状況、被害者の処罰感情、示談の有無、本人の反省の程度等を総合的に考慮して、不起訴処分とされる場合もあります。

不起訴にならなかった場合でも、罰金刑のある犯罪の場合には、略式起訴といって、正式裁判にかけるのではなく、ごく簡単な手続きで罰金を支払って終わりになることもあります。

正式裁判にかけられるのは、相当重大な犯罪だとか、犯罪を繰り返している場合等であることが多いですね。

コラム Q & A

速 求 警
捕 め 察
さ ら に
れ れ 任
た た 意
と と 出
き き 頭
④ , を

Q無罪を争う場合でなくても、不起訴処分等にしてもらうためには、弁護人を付けた方がよいのですね。

Aその他、接見禁止処分（弁護人以外は面会できない）を付けられているような場合、弁護人を通じてしか被疑者と家族が連絡を取り合う方法がありません。

また、被害者のある犯罪の場合、被害弁償の有無と示談の成否が処分に大きな影響を与えます。示談交渉等は、弁護士に依頼した方がスムーズに行うことができるでしょう。